

全体の消防計画（南海トラフ地震防災対策推進地域における対策）

1 南海トラフ地震について

統括防火管理者は、南海トラフ地震に伴う地震、津波に関する情報を覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1)本部隊の通報連絡（情報）班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- (2)南海トラフ地震が発生したことを各事業所の防火・防災管理者に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- (3)本部隊・地区隊の避難誘導班に、必要に応じ_____に集合させ避難させること。
- (4)自衛消防隊長の代行者は自衛消防隊長を補佐し、自衛消防隊長に事故があるときは、又は不在のときは、その職務を代行する。
- (5)従業員等は、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発令されたときは、直ちに自衛消防隊長及び地区隊長に、その旨を報告するものとする。
- (6)南海トラフ地震に係る注意情報を得た場合は、_____の避難誘導、応急対策を行った後、業務を中止するよう指示する。
- (7)耐震対策の一環として、飲料水、食料品、その他必要な生活必需品の備蓄に努めるとともに、地震発生後の防災活動及び業務に必要な資器材の確保に努める。また、物品等の転倒防止など被害軽減措置に努める。
- (8)統括防火管理者は自ら又は別の者に指示し、施設及び設備の点検並びに地震等による被害防止、軽減のための応急対策に努める。
- (9)休日・夜間等の勤務時間外及び通勤途上等の事業所外で、判定会の招集の情報を得た場合、_____で定められた通りに行動する。
- (10)大規模な地震に係る防災訓練及び教育については、消防計画で定める訓練及び教育に併せて実施するものとし、行政機関、地域等で実施する防災訓練に積極的に参加する。
- (11)前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

2 避難場所

(1)避難場所を次のように指定する。

避難場所は_____とし、避難場所までの経路は別図1のとおりとする。

津波が到達するまでに避難場所への避難が困難な場合は、原則堅牢な建物の3階以上の階を避難場所とし、あらかじめ避難先と協議しておく。

対象地域

四日市市天力須賀一丁目、天力須賀二丁目、天力須賀三丁目、天力須賀四丁目、天力須賀五丁目、天力須賀新町、住吉町、平町、松原町、富州原町、富田一色町、富田一丁目、富田二丁目、富田三丁目、富田四丁目、東富田町、南富田町、富双一丁目、富双二丁目、浜園町、富田浜元町、富田浜町、茂福町、東茂福町、大字茂福（都市計画道路阿倉川西富田線以東の区域に限る。）霞一丁目、霞二丁目、大字羽津（都市計画道路阿倉川西富田線以東の区域に限る。）大字羽津甲（都市計画道路阿倉川西富田線以東の区域に限る。）大字羽津乙（都市計画道路阿倉川西富田線以東の区域に限る。）午起三丁目、三郎町、大協町一丁目、大協町二丁目、稲葉町、高砂町、尾上町、千歳町、未広町、大浜町、東邦町、石原町、三田町、三田町地先（四日市港管理組合埋立中）塩浜町、川合町、大字塩浜（国道23号以東の区域に限る。）楠町大字南五味塚、大字北五味塚、大字小倉、大字吉崎

三重郡朝日町大字縄生、大字小向、大字柿

三重郡川越町全域

別図 1